



三重県公報

平成31年2月15日(金)

第 3083 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
公 安 委 規 則			
1	三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(公 安 委 員 会)	2
告 示			
83	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(長 寿 介 護 課)	3
84	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健 康 づ くり 課)	3
85	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障 が い 福 祉 課)	3
86	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	(同)	3
87	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治 山 林 道 課)	4
88	同件	(同)	5
89	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	6
90	土砂災害警戒区域の指定	(防 災 砂 防 課)	7
91	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	7
公 告			
	市街地再開発組合の設立認可	(都 市 政 策 課)	9
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(技 術 管 理 課)	10
	同件	(教 育 委 員 会)	13
お 知 ら せ			
	一般競争入札を取りやめた旨	(企 業 庁)	16

公安委規則

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年二月十五日

三重県公安委員会委員長 岡 本 直 之

三重県公安委員会規則第一号

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

三重県道路交通法施行細則（昭和四十三年三重県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第三（第十三条の二関係）			別表第三（第十三条の二関係）		
区分	路線名	区間	区分	路線名	区間
一	近畿自動車道名古屋神戸線	三重県桑名郡木曾岬町大字新輪一丁目一九番二から三重県亀山市安坂山町字二瀬川一六六番二一まで	一	近畿自動車道名古屋神戸線	三重県桑名郡木曾岬町大字新輪一丁目一九番二から三重県四日市市小牧町字野畑二一五番一〇まで
二～九	(略)	(略)	二～九	(略)	(略)
一〇	一般国道二三号	三重県鈴鹿市野町字西山二〇一番五から三重県松阪市小津町字八津歸五二一番二まで	一〇	一般国道二三号	三重県鈴鹿市野町字西山二〇一番五から三重県鈴鹿市御園町字郷堂五三二六番二まで
一一	一般国道二三号	三重県津市河芸町三行字椽本四六三番一から三重県松阪市小津町字八津歸五二一番二まで	一一	一般国道二三号	三重県津市河芸町三行字椽本四六三番一から三重県松阪市小津町字八津歸五二一番二まで
一二	(略)	(略)	一二	(略)	(略)
一三	一般国道四七五号	三重県いなべ市大安町大字高柳字村前一〇九八番から三重県四日市市北山町字中ノ山一九〇九番二四まで	一三	一般国道四七五号	三重県員弁郡東員町大字長深字抜井二七八番一から三重県四日市市北山町字中ノ山一九〇九番二四まで
一四	(略)	(略)	一四	(略)	(略)
一五	(略)	(略)	一五	(略)	(略)

附 則

この規則は、平成三十一年二月十七日から施行する。ただし、別表第三の一の項の改正規定及び同表の一三の項の改正規定（「三重県員弁郡東員町大字長深字抜井二七八番一」を「三重県いなべ市大安町大字高柳字村前一〇九八番」に改める部分に限る。）は、平成三十一年三月十七日から施行する。

告 示

三重県告示第 83 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成 31 年 2 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2471400164	あげきデイサービスセンター みんなの家	いなべ市北勢町阿下喜 1924-1	有限会社 ケアックス	平成 31 年 1 月 31 日	通所介護
2470400462	訪問介護事業所 野村きぼう苑	亀山市野村三丁目 28-20	社会福祉法人希望の里	平成 31 年 1 月 31 日	訪問介護

三重県告示第 84 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 31 年 2 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種類別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
病院・診療所	たるさかこどもクリニック	四日市市垂坂町 413-1	平成 31 年 2 月 1 日
薬局	きらぼし薬局 たるさか店	四日市市垂坂町 414 番 1	平成 31 年 2 月 1 日
薬局	ウエルシア薬局 桑名東方店	桑名市大字東方字細貝道 1082 番地 1	平成 31 年 2 月 1 日
薬局	ウエルシア薬局 鈴鹿中江島町店	鈴鹿市中江島町 11 番 32 号	平成 31 年 2 月 1 日
病院・診療所	うえなみ内科	名張市鴻之台 2 番町 30-2	平成 25 年 12 月 1 日
薬局	長七屋薬局	志摩市志摩町片田 1157-1	平成 25 年 12 月 4 日
病院・診療所	やましろ小児科	津市久居中町 254-11	平成 30 年 8 月 1 日

三重県告示第 85 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 31 年 2 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種類	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指定年月日
薬局	つばき薬局	鈴鹿市白子 3 丁目 14-5		薬局	平成 30 年 12 月 1 日

三重県告示第 86 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

平成 31 年 2 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種類	医療機関の名称	医療機関の名称及び所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変更年月日
		変更前	変更後			
訪問看護	ヨナハ訪問看護ステーション	桑名市星見ヶ丘 7 丁目 121 番地	桑名市江場 776-5		訪問看護	平成 30 年 8 月 11 日

三重県告示第 87 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 33 条の規定による保安林の指定施業要件の変更に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

平成 31 年 2 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

1 通知することができない者の氏名

山本 壽

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町八知字谷川 6409

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

奥村 孝太郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町太郎生字萩原 2304 の 2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 3

1 通知することができない者の氏名

井谷 孝治

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美里町平木字小之谷 1019、宇洞林 1126 の 3、1128、1132、1135、宇西畑 1271 の 1、1273 から 1275 まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 88 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 33 条の規定による保安林の指定施業要件の変更に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

平成 31 年 2 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

1 通知することができない者の氏名

石井 菊次郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市一志町波瀬字掛橋 7593、7594

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

石井 利通

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市一志町波瀬字掛橋 7595

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 3

1 通知することができない者の氏名

藤田 忠一

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町奥津字平瀬 2750 の 25
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 4

1 通知することができない者の氏名

中村 浩

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町奥津字サガノ 1964 の 6
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 89 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 31 年 2 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鈴鹿玉垣ショッピングセンター・ヤマダ電機テックランド鈴鹿店
鈴鹿市北玉垣町字中野 801 番地ほか 61 筆

2 鈴鹿市から聴取した意見

(1) 廃棄物に係る事項

事業活動に伴い生ずる廃棄物は、廃棄物の区分（一般廃棄物、産業廃棄物等）に応じて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。

(2) その他の事項

周辺地域の生活環境の保持の観点から寄せられる住民からの要望等には十分配慮すること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

平成 31 年 2 月 15 日から同年 3 月 15 日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第90号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成31年2月15日

三重県知事 鈴木英敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
和田	亀山市和田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、鈴鹿建設事務所及び亀山市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第91号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成31年2月15日

三重県知事 鈴木英敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
野村-1	亀山市野村1丁目 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野村-2	亀山市野村1丁目 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野村1	亀山市野村2丁目 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野村3	亀山市野村1丁目 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安場地区	亀山市和田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
辻垣内	亀山市小下町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
萩野地区	亀山市椿世町、栄町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
椿世1	亀山市椿世町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
椿世2	亀山市椿世町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
椿世3	亀山市椿世町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
椿世4	亀山市椿世町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
本町1	亀山市本町1丁目 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
本町2	亀山市本町1丁目、北鹿島町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鹿島	亀山市北鹿島町、高塚町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東台	亀山市東台町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北町	亀山市北町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

東町 1	亀山市東町 2 丁目、本町 1 丁目、東御幸町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東町 2	亀山市東町 1 丁目、東御幸町、西町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
江ヶ室 2	亀山市江ヶ室 2 丁目 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中屋敷	亀山市中屋敷町、江ヶ室 2 丁目、西町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
羽若	亀山市羽若町、西町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
若山	亀山市若山町、西丸町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西町 1	亀山市西町、東御幸町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西町 2	亀山市西町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
市ヶ坂 1	亀山市市ヶ坂町、西町、野村 1 丁目 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西町 4	亀山市西町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南崎 1	亀山市南崎町、西町、御幸町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南崎 2	亀山市南崎町、御幸町、西町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野村 2	亀山市羽若町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
羽若 3	亀山市羽若町、亀田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東町 4	亀山市東町、東御幸町、本町 1 丁目 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川合 3	亀山市みどり町、川合町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
羽若 5	亀山市羽若町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
羽若 6	亀山市羽若町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東町 3	亀山市東町 1 丁目、江ヶ室 2 丁目 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
市ヶ坂 2	亀山市市ヶ坂町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
羽若 7	亀山市羽若町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
若山 2	亀山市若山町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
若山 3	亀山市若山町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北町 4	亀山市北町、北山町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南崎 3	亀山市御幸町、南野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

亀田 5	亀山市亀田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川合 6	亀山市川合町、井田川町、みどり町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
椿世 8	亀山市椿世町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
亀田 4	亀山市亀田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西丸 1	亀山市西丸町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野 1	亀山市上野町、和田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
江ヶ室 4	亀山市江ヶ室 2 丁目、東台町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
江ヶ室 5	亀山市江ヶ室 2 丁目 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北町 3	亀山市北町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
若山 1	亀山市若山町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、鈴鹿建設事務所及び亀山市役所に備え置いて縦覧に供します。)

公 告

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第11条第1項の規定により、市街地再開発組合の設立の認可をいたしましたので、同法第19条第1項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成31年2月15日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 組合の名称
亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成31年2月15日から平成34年3月31日まで
- 3 施行地区
 - (1) 都市再開発法第14条に属する地域
亀山市御幸町字貝戸部171番1の一部、172番、172番1、181番1、182番1、182番2、182番3、182番4、183番1、183番3、184番1、184番6、184番7、184番8、186番、187番2、187番3の一部、187番6の一部、187番7の一部、188番、188番1、188番2、188番3、188番4、188番5、188番7、191番1、194番1の一部、194番3の一部、194番6、195番、195番1、196番3、197番、198番の一部、231番の一部、231番2の一部、231番37の一部、231番38の一部、231番40の一部、231番49の一部、231番54の一部、231番55の一部、231番72の一部、238番1の一部、239番1の一部、239番3の一部及び239番4の一部並びに亀山市御幸町字嶋田279番5、279番6及び279番7
 - (2) その他の地域
都市計画道路3・5・7駅前高塚線(交通広場(市道御幸3号線を含む。))、市道亀山駅前線の一部、市道御幸7号線の一部、市道御幸線の一部、法定外公共物の一部及び準用河川竜川の一部
- 4 事務所の所在地
三重県亀山市御幸町字貝戸部182番4
- 5 設立認可の年月日
平成31年2月15日

- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合事務所の掲示板のほか、組合が適当と認める場所に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。
- 8 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
平成31年3月16日

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成31年2月15日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
平成31年度建設資材価格等調査（実態調査・特別調査）業務委託
 - (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 委託期間
契約締結の日から平成32年3月27日（金）までとします。
 - (4) 委託業務履行場所
三重県内
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
エ 該当の案件を履行するにあたり、調達説明書（仕様書）の別紙4落札資格要件で必要とする資格を有している者であること。
- 3 入札に関する事項
 - (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
 - (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
 - (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
 - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
 - (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を平成31年3月14日（木）14時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の

場合によっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にとっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その 3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にとっては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し
- (4) 必要とする資格(調達説明書(仕様書)の別紙 4 落札資格要件)が確認できる書類

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県県土整備部県土整備財務課経理 1 班 担当 小林
電話 059-224-2653 ファクシミリ 059-224-2415

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県県土整備部技術管理課技術管理班 担当 杉山
電話 059-224-2918 ファクシミリ 059-224-3290

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から平成 31 年 3 月 28 日(木)まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成 31 年 3 月 22 日(金) 17 時まで通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成 31 年 3 月 28 日(木) 15 時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成 31 年 3 月 28 日(木) 15 時

なお、入札書は平成 31 年 3 月 20 日(水)から同月 28 日(木) 15 時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県県土整備部県土整備財務課経理 1 班

案件名 平成 31 年度建設資材価格等調査(実態調査・特別調査)業務委託

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成 31 年 3 月 28 日(木) 15 時 10 分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県県土整備部県土整備財務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

(8) 当該競争入札の落札決定の効果は、予算発効時において生じます。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Fiscal Year 2019 Survey on Construction Material Price etc. (Survey on Actual Conditions and Special Investigation) Outsourcing Operation

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Thursday, March 28, 2019.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Wednesday, March 20, 2019 and 3:00 P.M. on Thursday, March 28, 2019.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Thursday, March 28, 2019.

(4) Managing Authority :

Technology Management Division, Department of Prefectural Land Development, Mie Prefecture
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-2918

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成31年2月15日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

県有スクールバス用大型バス（ノンステップ） 1台

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期間

平成31年8月20日（火）から同月30日（金）まで

(4) 納入場所

三重県立度会特別支援学校
三重県度会郡度会町大野木1825番地

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請等を平成31年3月11日（月）15時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落

札候補者にあつては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
 - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し
 - (4) 仕様・価格証明書
- 5 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局特別支援教育課 担当 遠藤
電話 059-224-2961 ファクシミリ 059-224-3023

- (2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

- (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

- (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から平成31年3月28日(木)まで調達システムにより提供します。

- (5) 入札参加資格確認結果の通知

平成31年3月15日(金)17時までに通知します。

- (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成31年3月28日(木)14時30分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成31年3月28日(木)14時30分

なお、入札書は平成31年3月19日(火)から同月28日(木)14時30分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県教育委員会事務局特別支援教育課

案件名 県有スクールバス用大型バス(ノンステップ)購入

- (7) 開札の日時及び場所

日時 平成31年3月28日(木)14時45分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局特別支援教育課

- (8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、車両本体価格の100分の108に相当する金額にリサイクル料金(シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金及びフロン類料金)、情報管理料金及び資金管理料金を加算した額をもって、契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、車両本体価格の100分の108に相当する金額にリサイクル料金(シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金及びフロン類料金)、情報管理料金及び資金管理料金を加算した金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県

規則第 69 号。以下「規則」といいます。) 第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし落札停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

(8) 当該競争入札の落札決定の効果は、予算発効時において生じます。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

long-sized low-floor bus without a step

Quantity 1 (Watarai Special Needs School)

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Thursday, March 28, 2019.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, March 19, 2019 and 2:30 P.M. on Thursday, March 28, 2019.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:45 P.M. on Thursday, March 28, 2019.

(4) Managing Authority :

Special Needs Education Division, Mie Prefectural Board of Education
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-2961

お 知 ら せ

平成 30 年 12 月 14 日付け三重県公報第 3066 号で公告した次の一般競争入札は、取りやめました。

平成 31 年 2 月 15 日

三重県企業庁長 山 神 秀 次

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 平成 30 年度 ご発 第 1-分 0002 号
三重ごみ固形燃料発電所 RDF 焼却・発電施設定期点検整備業務 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県桑名市多度町力尾
三重県企業庁 三重ごみ固形燃料発電所 |

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
